

## 4.8 構造物の影響

### 4.8.1 日照障害

環境影響評価の対象は、建築物等の存在による日照障害の影響とする。

#### (1) 現況調査

##### ① 調査項目

計画地及び周辺地域における地形、日照状況及び日影規制の状況等を把握し、建築物等による日影が、計画地周辺の住環境に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 日照障害の状況
- (イ) 地形の状況
- (ウ) 既存建築物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

##### ② 調査地域

調査地域は、建築物等による日影が生じると予測される範囲とした。

##### ③ 調査方法

###### a. 日照障害の状況

「住宅地図」等の既存資料の収集・整理により、計画地周辺における日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握した。

###### b. 地形の状況

「地形図」等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の地形の状況を把握した。

###### c. 既存建築物の状況

「住宅地図」等の既存資料の収集・整理により、計画地周辺の建築物の分布状況を把握した。

###### d. 土地利用の状況

「土地利用現況図（川崎区）」等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。

e. 関係法令による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・「川崎市建築基準条例」（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

④ 調査結果

a. 日照障害の状況

計画地周辺における日影の影響に特に配慮すべき施設等は、表 4.8.1-1 に、その分布状況は図 4.8.1-1 に示すとおりである。

計画地周辺には西北西側約 150m に有料老人ホームぱんだ、北側約 160m にあいせん保育園が存在している。

また、計画地北側には浅野町緑道が JR 東海道線（貨物支線）を挟んで存在し、計画地西側には浅野町緑地が存在している。

表 4.8.1-1 計画地周辺における日影の影響に特に配慮すべき施設等

区分	施設名称	施設住所
保育所等	あいせん保育園	川崎区浜町 2-22-16
有料老人ホーム	ぱんだ	川崎区浜町 2-19-15
緑道	浅野町緑道	川崎区浅野町、南渡田町、池上町地内
都市緑地	浅野町緑地	川崎区浅野町 1-3
街区公園	浜川崎公園	川崎区浜町 4-4-1

出典：「川崎区周辺子育て施設マップ」（令和 7 年 1 月現在、川崎市 HP）  
「川崎市の公園」（令和 6 年 3 月現在、川崎市 HP）

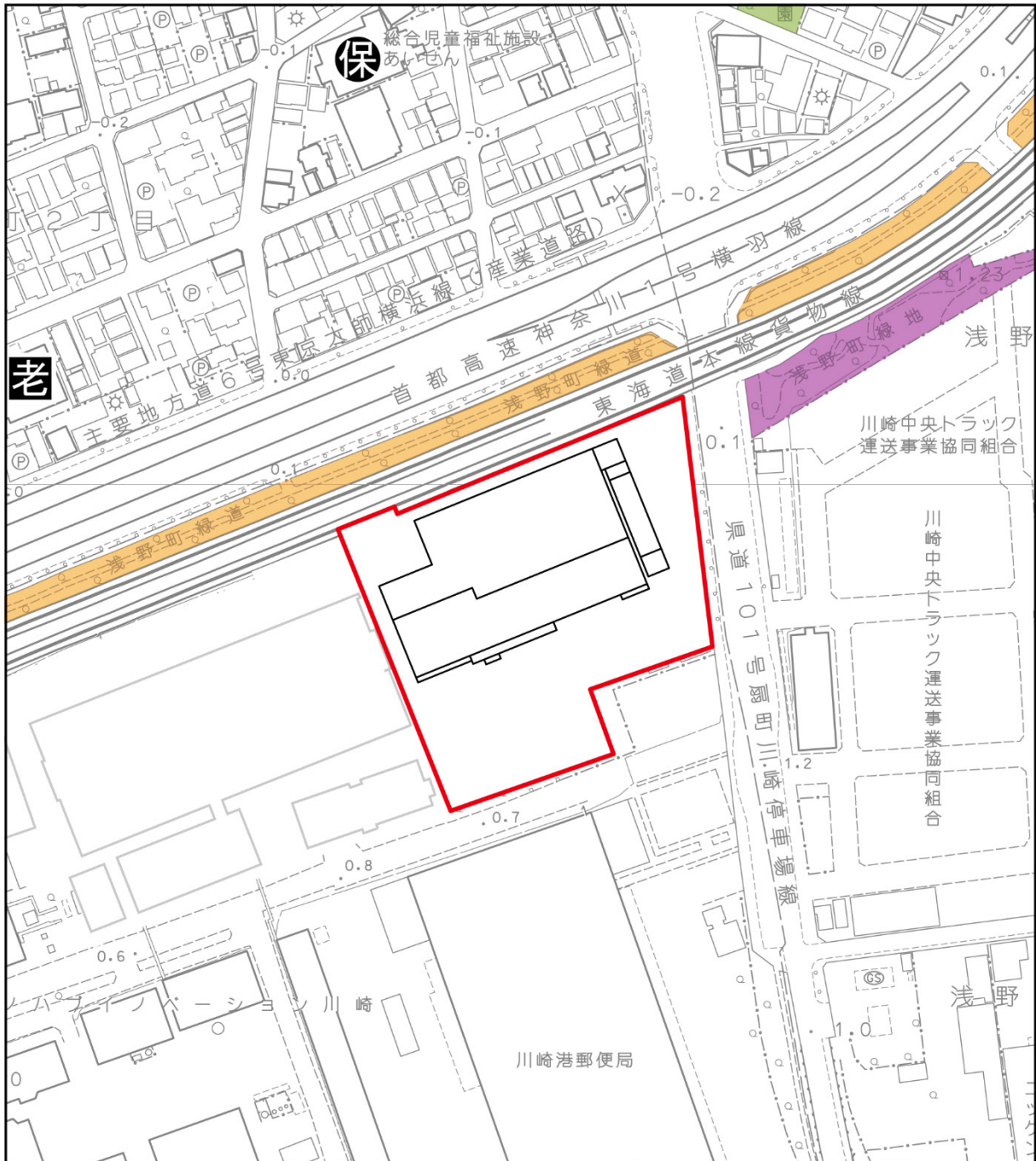
b. 地形の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は、「第 2 章 2.1.2 地象の状況」（p.54）に示すとおり、計画地は川崎臨海部にあり周囲を運河に囲まれている。

計画地内は平地で、標高（T.P.）は約 0～2m 程度である。

c. 既存建築物の状況

計画地北側には高架構造（約 6m 高さ）の JR 東海道線（貨物支線）及び首都高速神奈川 1 号横羽線がある。また、計画地の北側の主要地方道 6 号東京大師横浜線を挟んで住居が分布している。

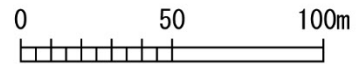


凡例

- 計画地
- 日影の影響を受けると想定される範囲  
※平均地盤面からの高さ±0m
- 都市緑地（浅野町緑地）
- 街区公園（浜川崎公園）
- 緑道（浅野町緑道）
- 保 あいせん保育園
- 老 有料老人ホーム ぱんだ



1:2,500



注：1. 計画地西側の建築物については、「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書（令和7年3月、ヒューリック株式会社）」に示される建築物の配置計画を示した。  
注：2. 本図は、川崎市地形図2500（川崎・田島）を用いて作成したものである。

図 4.8.1-1 日影の影響に特に配慮すべき施設、既存建築物の状況

d. 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、「第2章 2.1.6 土地利用の状況」(p. 65)に示したとおり、業務施設用地、文化・厚生用地、公共用地、その他の空地、運輸施設用地、住宅用地及び集合住宅用地等で構成されている。

計画地及びその周辺の用途地域図は図 4.8.1-2 に示すとおりであり、計画地は、工業地域及び工業専用地域に指定されている。

e. 関係法令等による基準等

(a) 「建築基準法」、「川崎市建築基準条例」の日影規制

計画地（川崎市・東横線以東）における建築物の日影規制は、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく「川崎市建築基準条例」（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）により、表 4.8.1-2 に示すとおり用途地域別に指定されている。

計画地の用途地域は工業地域であり、日影規制の対象地域には指定されていない。

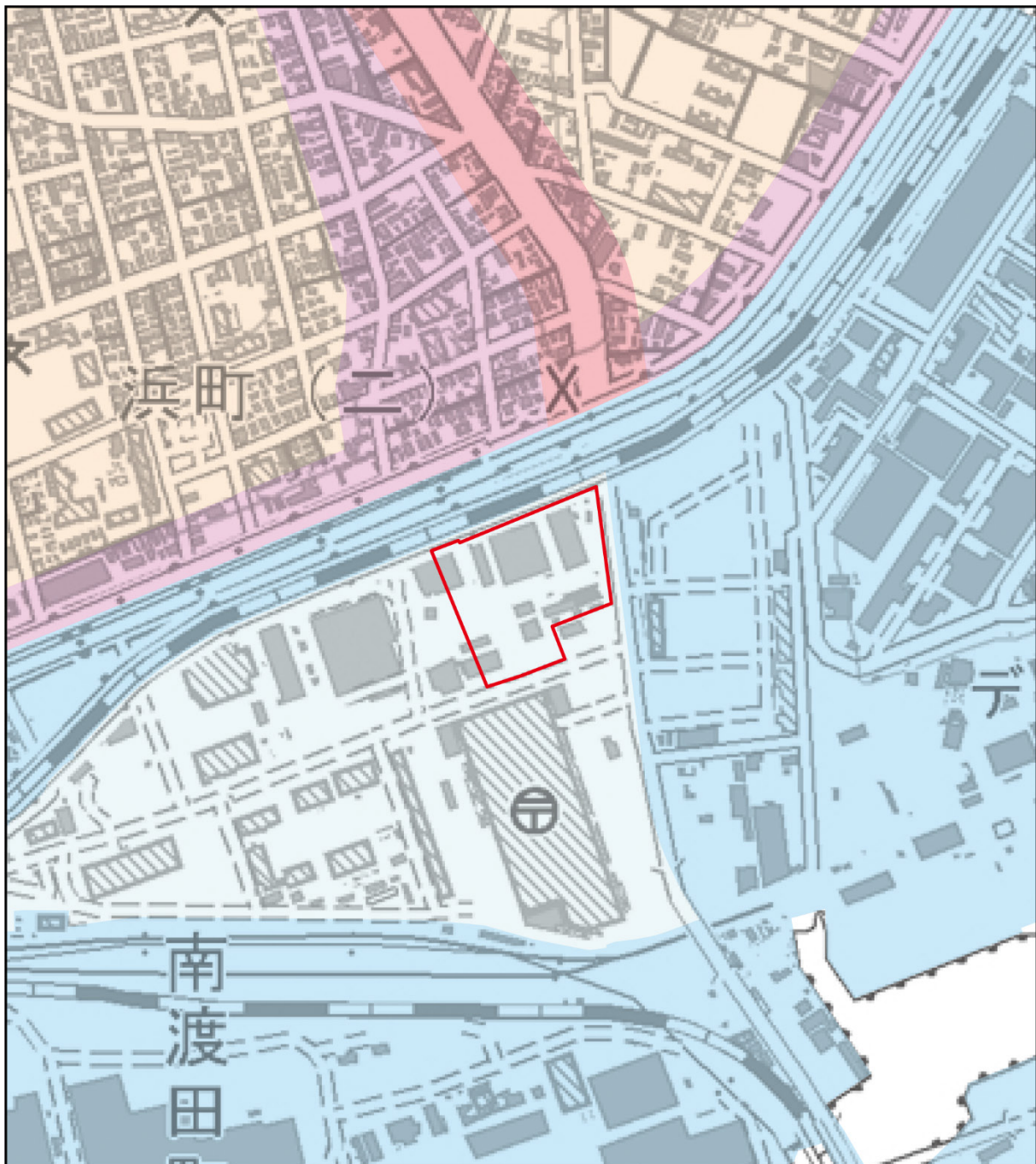
表 4.8.1-2 日影規制の対象建築物と規制時間

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが 10m を超える建築物	4m	5 時間	3 時間
近隣商業地域で容積率 200% の区域 準工業地域	高さが 10m を超える建築物	4m	5 時間	3 時間

注：網掛けは計画地の北側の地域に適用される日影規制を示す。  
出典：「川崎市建築基準条例」（昭和 35 年 9 月、条例第 20 号）

(b) 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、日照阻害の地域別環境保全水準として、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と定めている。

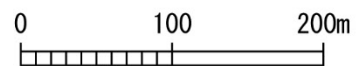


凡例

- 計画地
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



1:5,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。  
 出典「国土数値情報ダウンロード 都市計画決定情報データ」(令和7年8月閲覧、国土交通省 HP)

図 4.8.1-2 用途地域図

## (2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と設定する

## (3) 予測・評価

本事業の実施に伴い、計画建築物により日照障害の影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

### ① 予測

#### a. 予測項目

供用時においては、以下に示す日照障害への影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・ 計画建築物による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度
- ・ 計画建築物による日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

#### b. 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地周辺において、計画建築物が日影の影響を及ぼすと考えられる範囲とした。

#### c. 予測時期

予測時期は、計画建築物完成後の冬至日とした。

#### d. 予測方法

##### (a) 計画建築物による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

冬至日、真太陽時の8時から16時における平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図を作図し、日影の範囲を予測した。

また、関係法令等に基づく測定水平面における等時間日影図（冬至日の平均地盤面+4m）も作成した。

e. 予測結果

(a) 計画建築物による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

計画建築物による冬至日における平均地盤面での時刻別日影図は図 4.8.1-3 に、等時間日影図は図 4.8.1-4 に、日影の範囲に含まれる建築物棟数は表 4.8.1-3 に示すとおりである。

冬至日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建築物及び今後建設される建築物は表 4.8.1-3 に示すとおり 2 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 1 棟、1 時間以上 2 時間未満が 1 棟と予測する。

関係法令に基づく日影規制の測定水平面における日影（冬至日の平均地盤面+4m）は、図 4.8.1-5 に示すとおりであり、日影規制が定められている区域に及ぶことはないと予測する。

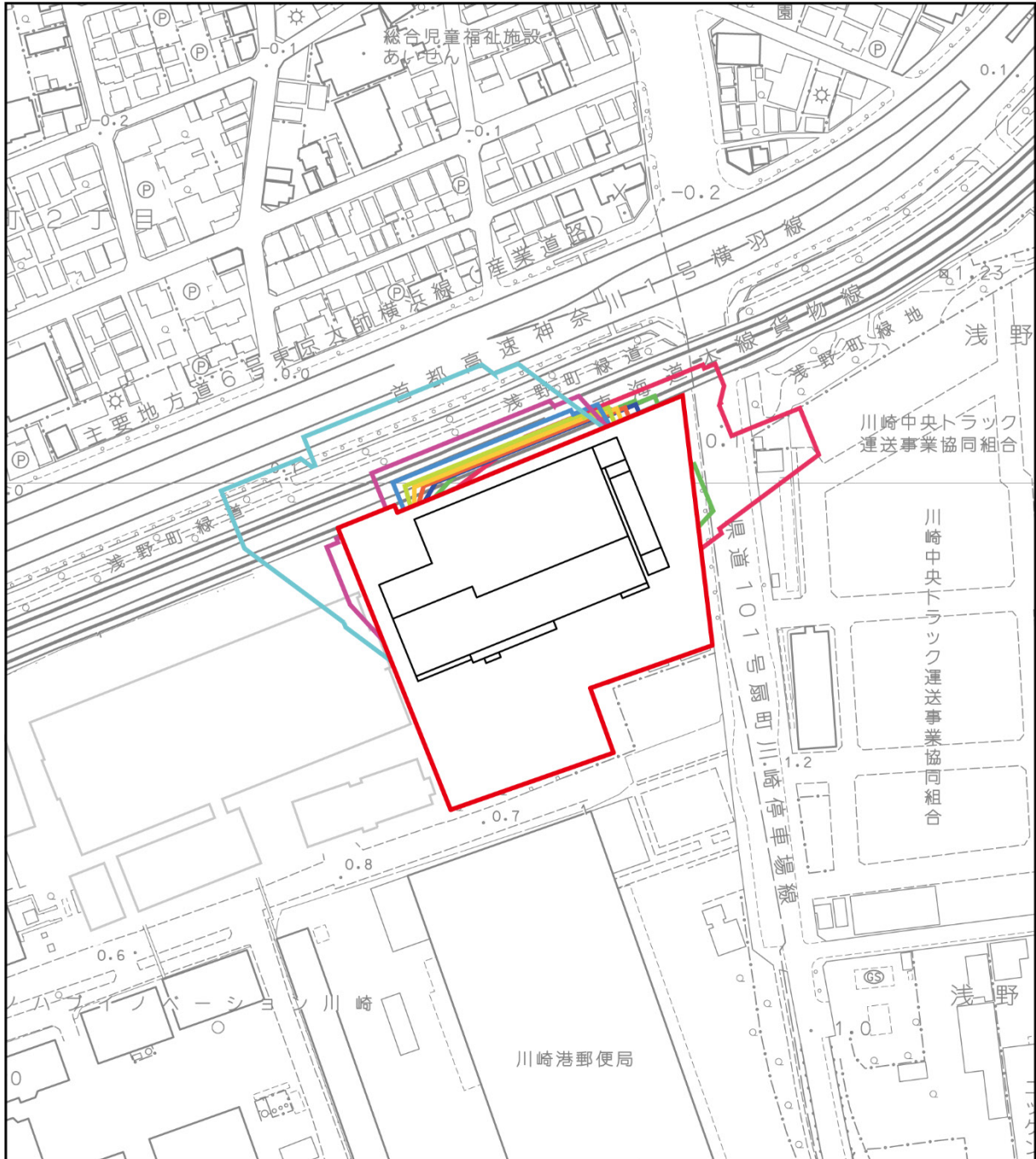
なお、北側の浅野町緑道は冬至日の朝方に 1 時間程度日影がかかることが予測されるが、日影時間が短く、また、現状において JR 東海道線（貨物支線）の影響もあることから、本事業による影響はほとんどないと予測する。

表 4.8.1-3 日影の範囲に含まれる既存建築物

日影時間	日影の範囲に含まれる建築物棟数	
	建築物棟数	配慮すべき施設等の棟数
1 時間未満	1	0
1 時間以上 2 時間未満	1(1)	0
2 時間以上 3 時間未満	0	0
3 時間以上 4 時間未満	0	0
4 時間以上 5 時間未満	0	0
合計	2(1)	0

注：1. 冬至日、真太陽時、平均地盤面±0m

注：2. ()内の数値は今後建設される建築物の棟数を示し、内数である。



凡例

- 計画地
- 08:00 の日影線
- 09:00 の日影線
- 10:00 の日影線
- 11:00 の日影線
- 12:00 の日影線
- 13:00 の日影線
- 14:00 の日影線
- 15:00 の日影線
- 16:00 の日影線

※平均地盤面からの高さ±0m

注：1. 計画地西側の建築物については、「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書 (令和7年3月、ヒューリック株式会社)」に示される建築物の配置計画を示した。

注：2. 本図は、川崎市地形図2500(川崎・田島)を用いて作成したものである。



1:2,500

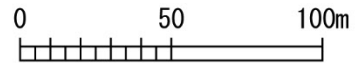
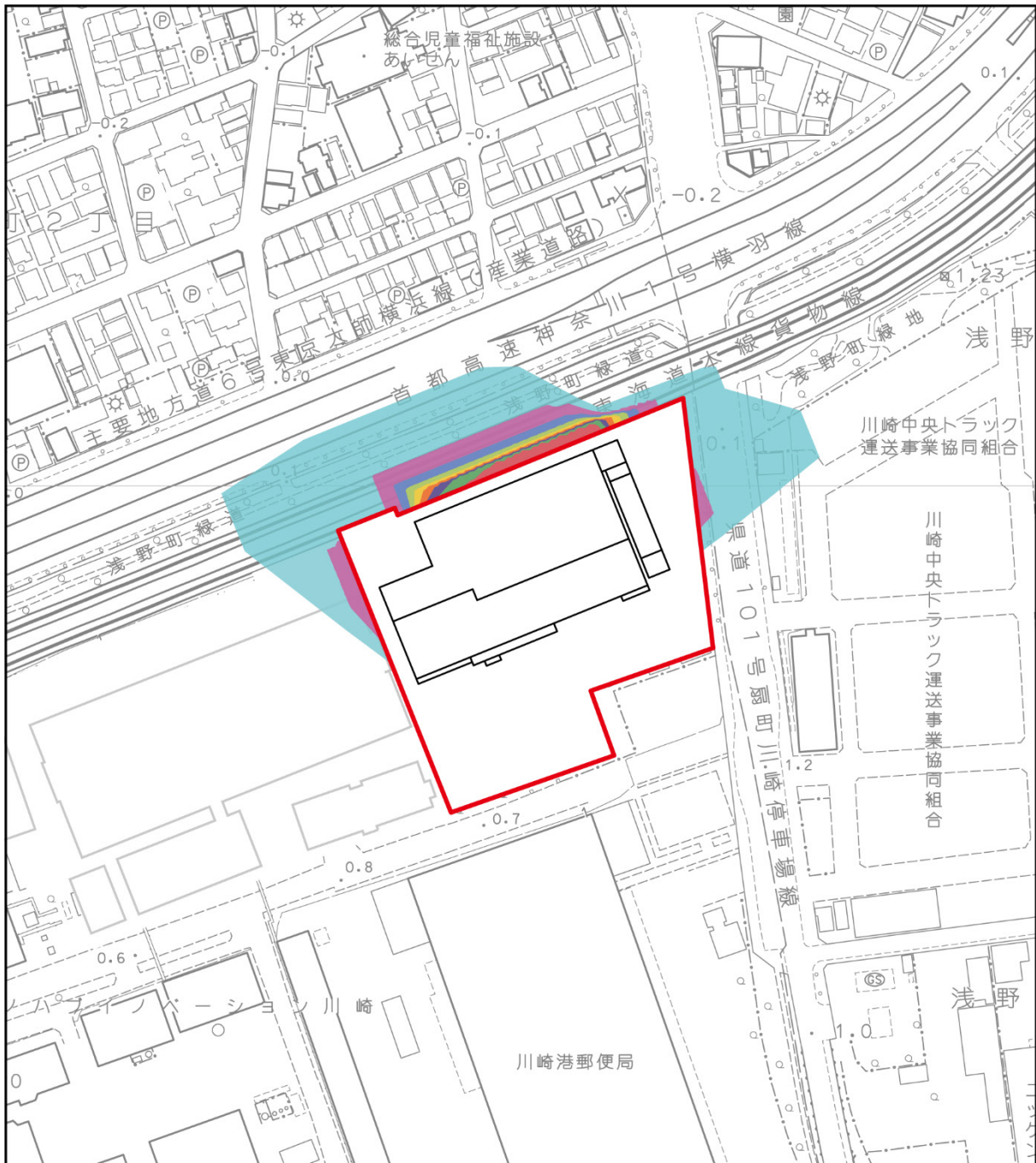
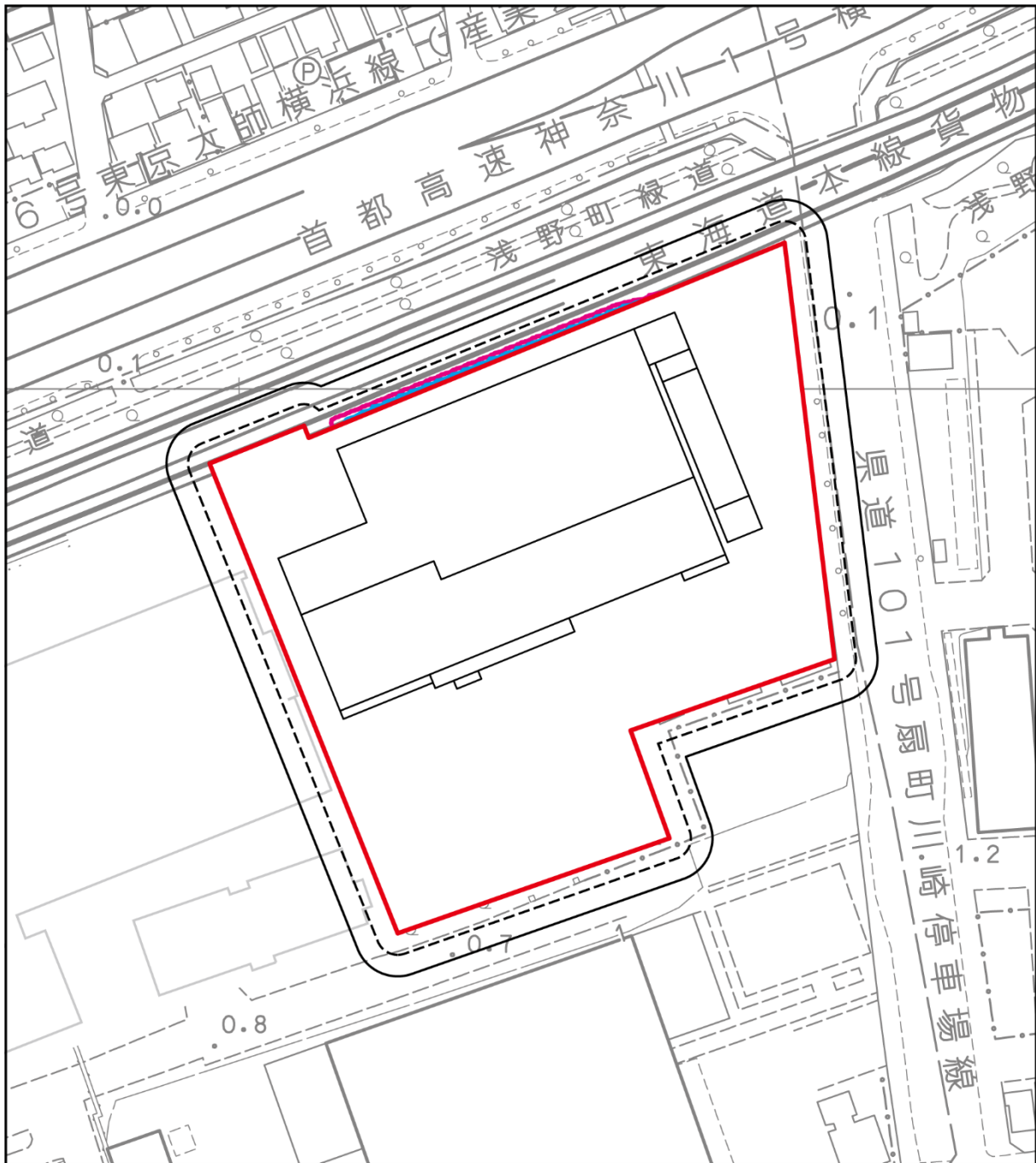


図 4.8.1-3 時刻別日影図



<b>凡 例</b>		
	計画地	
	1 時間未満	1:2,500 
	1 時間以上 2 時間未満	
	2 時間以上 3 時間未満	
	3 時間以上 4 時間未満	
	4 時間以上 5 時間未満	
	5 時間以上 6 時間未満	
	6 時間以上 7 時間未満	
	7 時間以上 8 時間未満	
	8 時間以上	
※平均地盤面からの高さ±0m 注：1. 計画地西側の建築物については、「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書 (令和7年3月、ヒューリック株式会社)」に示される建築物の配置計画を示した。 注：2. 本図は、川崎市地形図2500(川崎・田島)を用いて作成したものである。		

図 4.8.1-4 等時間日影図



凡例

- 計画地
  - 5mライン
  - 10mライン
  - 等時間日影線 (3時間)
  - 等時間日影線 (5時間)
- ※平均地盤面からの高さ+4m



1:1,500



注：1. 計画地西側の建築物については、「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書(令和7年3月、ヒューリック株式会社)」に示される建築物の配置計画を示した。  
 注：2. 本図は、川崎市地形図2500(川崎・田島)を用いて作成したものである。

図 4.8.1-5 関係法令に基づく等時間日影図

## ② 環境保全のための措置

本事業においては、計画建築物による日影が計画地周辺の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・日影への影響に配慮し、可能な限り建築物の高さを抑える。

## ③ 評価

冬至日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建築物及び今後建設される建築物は2棟であり、その内訳は、日影時間1時間未満が1棟、1時間以上2時間未満が1棟と予測した。

関係法令に基づく日影規制の測定水平面における日影（冬至日の平均地盤面+4m）は、日影規制が定められている区域に及ぶことはないと予測した。

なお、北側の浅野町緑道は冬至日の朝方に1時間程度日影がかかることが予測されるが、日影時間が短く、また、現状においてJR東海道線（貨物支線）の影響もあることから、本事業による影響はほとんどないと予測した。

本事業の実施においては、計画建築物による日影が近隣住宅の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、日影への影響に配慮し、可能な限り建築物の高さを抑える環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施に伴う計画建築物の日影は、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。

(空白ページ)

## 4.8.2 テレビ受信障害

環境影響評価の対象は、建築物等の存在によるテレビ受信障害への影響とする。

### (1) 現況調査

#### ① 調査項目

計画地及び周辺地域における現況のテレビ電波（地上波）の受信状況等を把握し、計画建築物が、計画地周辺のテレビ電波の受信に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) テレビ電波（地上波）の受信状況
- (イ) テレビ電波の送信の状況
- (ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況
- (エ) 地形、工作物の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

#### ② 調査地域・調査地点

##### a. テレビ電波（地上波）の受信状況

調査地域は、机上検討の結果から対象事業の実施がテレビ電波（地上波）の受信状況に影響を及ぼすと推定される地域及びその周辺地域とし、調査地点は図 4.8.2-1 に示す 4 地点とした。

調査地点ごとに対象とする送信局の内訳は、東京局は 1 地点（①）、横浜局は 3 地点（②～④）とした。

なお、調査地点は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領・テレビ受信状況調査要領（平成 30 年 6 月改訂）」（一般社団法人日本 CATV 技術協会）に基づき、現地を確認した上で設定した。

##### b. テレビ電波の送信の状況

計画地周辺において受信される地上デジタル放送及び衛星放送のテレビ放送局を対象とした。

##### c. 高層建築物及び住宅等の分布状況

計画地周辺とした。

##### d. 地形、工作物の状況

計画地及びその周辺とした。



### ③ 調査期間・調査時期

#### a. テレビ電波（地上波）の受信状況

調査期間は、令和6年2月29日（木）とした。

### ④ 調査方法

#### a. テレビ電波（地上波）の受信状況

地上デジタル放送の受信画質及びテレビ電波の強度の調査は「建造物によるテレビ受信障害調査要領・テレビ受信状況調査要領（平成30年6月改訂）」（一般社団法人日本CATV技術協会）等に定める方法に準拠し、電波測定車により端子電圧<sup>※1</sup>及びビット誤り率（BER）<sup>※2</sup>等の調査を行い、画像評価及び品質評価を行った。

アンテナ高さは一般住宅を考慮して、地上10mとした。現地調査概要図は図4.8.2-2に示すとおりである。また、電波障害調査で使用した機器は表4.8.2-1に示すとおりである。

また、テレビ電波（地上波）の受信状況に影響を及ぼすと予測される地域を対象に、ケーブルテレビ等の加入状況及び既存の電波障害対策施設の設置状況を現地調査により確認した。

##### ※1「端子電圧」

受信アンテナ、各伝送路、受信システム機器及びテレビ受信機におけるテレビ信号の強さを表しており、75Ω終端における同期先頭値電圧1μVに対する電圧比としてデシベルdBμで表示する。

##### ※2「ビット誤り率(BER)」

一定期間内に伝送したビット数のうち、何ビットの誤りが発生したかをビット誤り率BER(Bit Error Rate)として表示する。

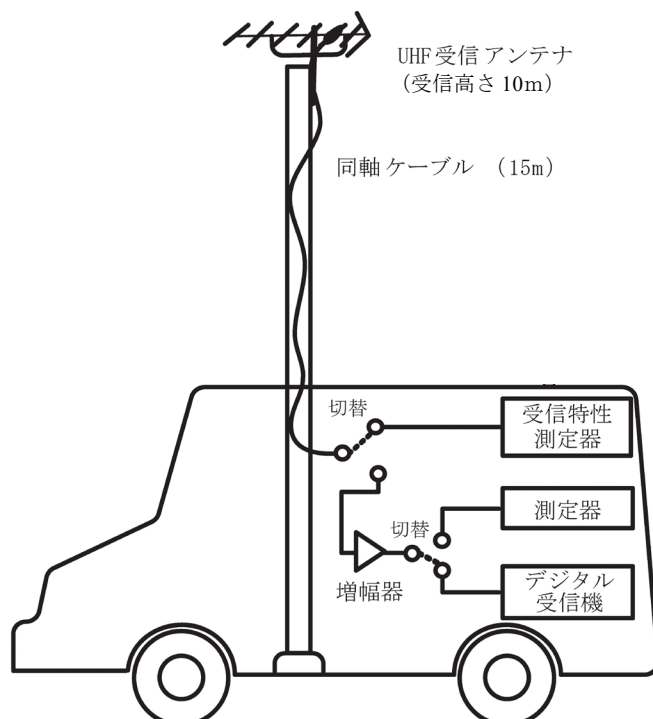


図 4.8.2-2 現地調査概要図

表4.8.2-1 現地調査使用機器（地上デジタル波）

機種名	種別	メーカー名	型名
受信アンテナ	UHF 20 素子	マスプロ電工(株)	U 2 0 6
デジタル受信機	15.6 型	(株)東芝	B 4 5 3 J
受信特性測定器	—	アドバンテスト(株)	U 3 7 4 1
測定器(BER)	—	アドバンテスト(株)	U 3 7 4 1
地上デジタルチューナー	—	ユニデン(株)	D T H 1 1 0
増幅器	UHFブースター	マスプロ電工(株)	U B 3 5

**b. テレビ電波の送信の状況**

地上デジタル放送は総務省ホームページ及び「全国デジタルテレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（2010年、(株)NHKアイテック）等の既存資料の収集・整理により、計画地周辺で受信されるテレビ電波のチャンネル、局名、周波数、送信場所、送信高等を把握した。

衛星放送は、「衛星放送の現状（令和7年度版）」（令和7年10月、総務省情報流通行政局 放送業務課）等の既存資料の収集・整理により、衛星名、チャンネル、周波数、送信出力等を把握した。

**c. 高層建築物及び住宅等の分布状況**

「ゼンリン住宅地図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査により、計画地周辺の高層建築物及び住宅等の分布状況を把握した。

**d. 地形、工作物の状況**

「地形図」等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の地形、工作物の状況を把握した。

**e. 関係法令等による基準等**

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

⑤ 調査結果

a. テレビ電波（地上波）の受信状況

調査地点におけるテレビ受信障害調査によるテレビ電波の画像評価は表 4.8.2-2、品質評価は表 4.8.2-3 に示すとおりである（詳細は、資料編：資料 5-1、p. 資 5-1 参照）。

画像評価については、東京スカイツリー（広域局・圏域局）及び横浜局（圏域局）を対象とした各調査地点における各放送局の画像評価は、すべての地点において○（正常に受信）であった。

品質評価については、東京スカイツリー（広域局・圏域局）を対象とした各調査地点における各放送局の品質評価は、A（きわめて良好）から B（良好）であった。

横浜局（圏域局）の品質評価は、すべての地点において A（きわめて良好）であった。

表 4.8.2-2 テレビ電波（地上波）の受信状況（画像評価）

送信局	局名	画像評価（地点数）			端子電圧 (dB)	
		○	△	×		
東京スカイツリー	広域局	NHK 総合	1	0	0	55.6
		NHK 教育	1	0	0	57.2
		日本テレビ	1	0	0	56.0
		TBS	1	0	0	56.4
		フジテレビ	1	0	0	54.6
		テレビ朝日	1	0	0	57.2
		テレビ東京	1	0	0	60.2
	圏域局	MX テレビ	1	0	0	45.9
横浜局	圏域局	テレビ神奈川	3	0	0	63.0～74.2

注：画像評価の基準は、以下に示すとおりである。

○：正常に受信 △：ブロックノイズや画面フリーズあり ×：受信不能

表 4.8.2-3 テレビ電波（地上波）の受信状況（品質評価）

送信局	局名	品質評価（地点数）					
		A	B	C	D	E	
東京スカイツリー	広域局	NHK 総合	1	0	0	0	0
		NHK 教育	1	0	0	0	0
		日本テレビ	1	0	0	0	0
		TBS	1	0	0	0	0
		フジテレビ	0	1	0	0	0
		テレビ朝日	1	0	0	0	0
		テレビ東京	1	0	0	0	0
	圏域局	MX テレビ	1	0	0	0	0
横浜局	圏域局	テレビ神奈川	3	0	0	0	0

注：品質評価の基準は、以下に示すとおりである。

A：きわめて良好（画像評価○で、BER ≤ 1E-8）

B：良好（画像評価○で、1E-8 < BER < 1E-5）

C：おおむね良好（画像評価○で、1E-5 ≤ BER ≤ 2E-4）

D：不良（画像評価○ではあるが、BER > 2E-4、または画像評価△）

E：受信不能（画像評価×）

b. テレビ電波の送信の状況

計画地周辺で受信されるテレビ電波のチャンネル、局名、周波数、送信場所、送信高等の送信状況は、表 4.8.2-4(1)～(2)に示すとおりである。

また、地上デジタル放送の送信局の位置は図 4.8.2-3 に示すとおりである。

表 4.8.2-4(1) テレビ電波送信状況（地上デジタル放送）

送信局	ch	局名	周波数 (MHz)	送信場所	送信出力 (kW)	送信高 (海拔m)	
東京スカイツリー	広域局	27	NHK 総合	554～560	東京スカイツリー (東京都墨田区 押上)	10	614.0
		26	NHK 教育	548～554			614.0
		25	日本テレビ	542～548			604.0
		22	TBS	524～530			584.0
		21	フジテレビ	518～524			604.0
		24	テレビ朝日	536～542			594.0
	23	テレビ東京	530～536	594.0			
広域局	16	東京 MX	488～494	3	566.0		
横浜局	県域局	18	テレビ神奈川	500～506	神奈川県横浜親局 (神奈川県横浜市 鶴見区三ツ池公園)	1	190.5

出典：「デジタル中継局開局情報」（総務省ホームページ）

「テレビ放送用電波の周波数一覧」（令和 6 年 4 月閲覧、一般社団法人映像情報メディア学会 HP）

「全国デジタルテレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（2010 年、(株)NHK アイテック）

表 4.8.2-4(2) テレビ電波送信状況（衛星放送）

区分	衛星名	チャンネル	周波数 (GHz)	軌道位置	送信出力 (W)
BS 放送	BSAT	BS1～23	11.7～12.1	東経 110 度	120
CS 放送	JCSAT-110A	ND2～24	12.2～12.7	東経 110 度	120
	JCSAT-3A	JD2～16	12.5～12.7	東経 128 度	127
	JCSAT-4B	JD6～16	12.5～12.7	東経 124 度	150

注：各衛星の主な放送サービスは、以下のとおり。

BSAT：BS デジタル放送局 JCSAT-110A：スカパー！

JCSAT-3A、JCSAT-4B：スカパー！プレミアムサービス

出典：「衛星放送の現状（令和 7 年度版）」（令和 7 年 10 月、総務省情報流通行政局 放送業務課）

「テレビ放送用電波の周波数一覧」（令和 6 年 4 月閲覧、一般社団法人映像情報メディア学会 HP）

c. 高層建築物及び住宅等の分布状況

今回調査を行った地上デジタル放送及び衛星放送において、遮へい障害予測範囲内に高層建築物及び住宅等は存在しない。

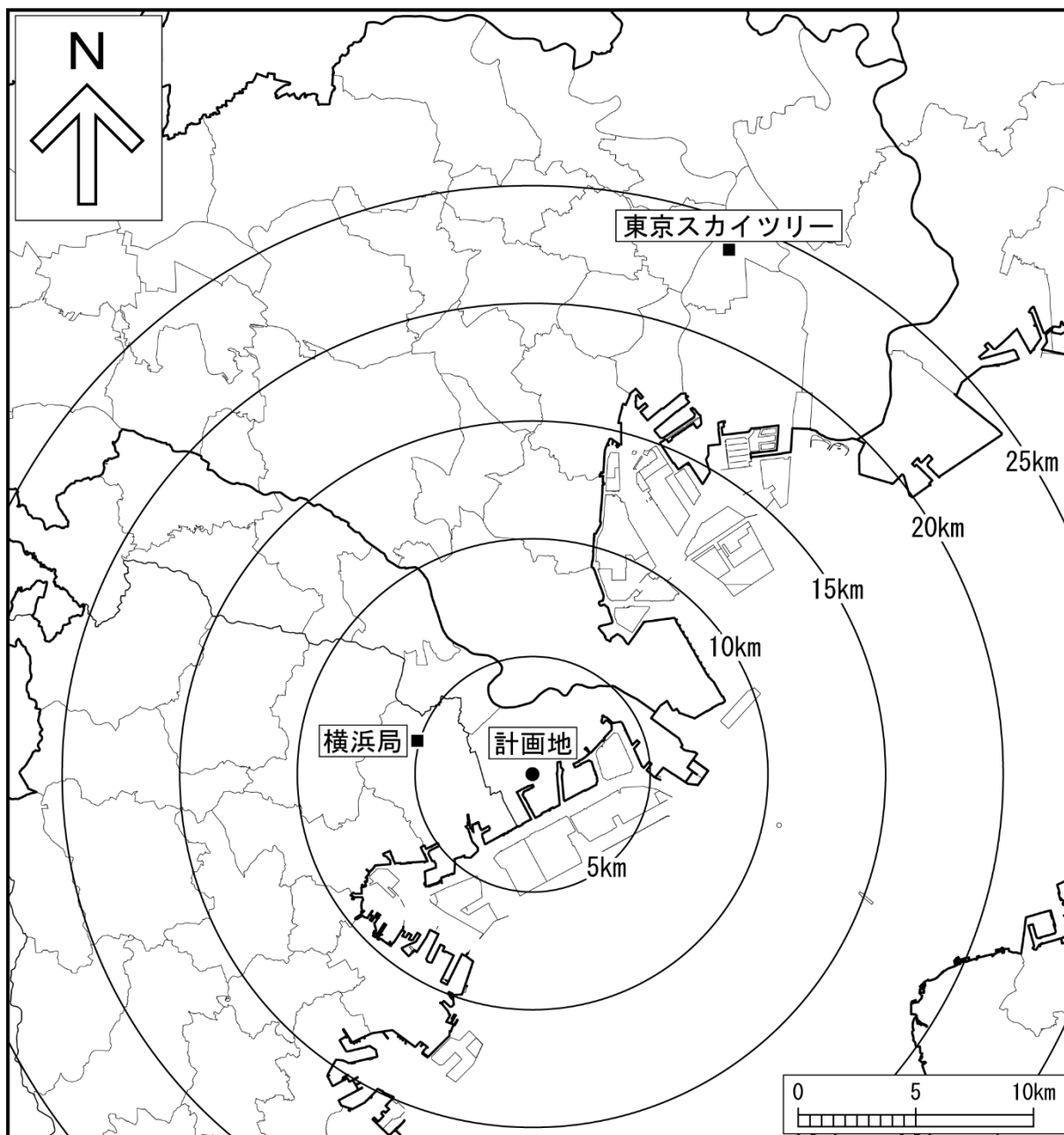


図 4.8.2-3 地上デジタル放送の送信局の位置

**d. 地形、工作物の状況**

計画地及びその周辺の地形の状況は、「第2章 2.1.2 地象の状況」(p.54)に示すとおり、計画地は川崎臨海部にあり周囲を運河に囲まれている。

計画地内は平地で、標高(T.P.)は約0~2m程度である。

計画地の現況は、更地であり、計画地周辺には、事業所等、住居が分布している。計画地の北側は高架構造(高さ約10m)の首都高速神奈川1号横羽線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は一般県道101号扇町川崎停車場線を挟んで物流施設、南側には郵便局が存在している。

**e. 関係法令等による基準等**

**(a) 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準**

「地域環境管理計画」では、テレビ受信障害の地域別環境保全水準として、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。」と定めている。

**(2) 環境保全目標**

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。」と設定する。

### (3) 予測・評価

本事業の実施に伴い、計画建築物によりテレビ受信障害の影響が考えられるため、予測及び評価を行う。

#### ① 予測

##### a. 予測項目

予測項目は、計画建築物によるテレビ電波の受信障害（地上デジタル放送及び衛星放送）の範囲とその程度とし、地上デジタル放送では東京スカイツリー（広域局、県域局）、横浜局（県域局）、衛星放送では BS 放送及び CS 放送について予測を行った。

##### b. 予測地域・予測地点

机上検討の結果から対象事業の実施がテレビ電波（地上波）の受信状況に影響を及ぼすと推定される地域及びその周辺地域とした。

##### c. 予測時期

予測時期は、計画建築物完成後とした。

##### d. 予測方法・予測条件

###### (a) 予測条件

予測条件は、現況調査で把握した地上デジタル放送及び衛星放送の送信状況並びに計画建築物の建築計画とした。

###### (b) 予測方法

予測方法は、地上デジタル放送については、「建造物によるテレビ受信障害調査要領・テレビ受信状況調査要領（平成 30 年 6 月改訂）」（一般社団法人日本 CATV 技術協会）に示される方法に準拠し、電波障害範囲を予測する方法とした。

衛星放送については、遮へい障害距離及び見通し線から許容離隔距離を求める理論により予測した。

#### e. 予測結果

計画建築物によるテレビ電波（地上デジタル放送、衛星放送）の遮へい障害予測範囲は表 4.8.2-5(1)～(2)及び図 4.8.2-4(1)～(2)、地上デジタル放送（広域局及び県域局）の遮へい障害予測範囲内の建築物数は表 4.8.2-6(1)に、衛星放送の遮へい障害予測範囲内の建築物数は表 4.8.2-6(2)に示すとおりである。

地上デジタル放送では、東京スカイツリーの広域局については、南南西方向（最大距離約 5m、最大幅約 30m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は 1 棟（計画地西側の「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書（令和 7 年 3 月、ヒューリック株式会社）」に示される建築物）である。

東京スカイツリーの県域局については、南南西方向（最大距離約 35m、最大幅約 70 m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は 2 棟（計画地西側の「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書（令和 7 年 3 月、ヒューリック株式会社）」に示される建築物）である。

横浜局については、東南東方向に遮へい障害が発生するが、計画地内に収まると予測する。

衛星放送では、BS 放送及び CS 放送（JCSAT-110A）については東北東方向に、CS 放送（JCSAT-3A 及び JCSAT-4B）については北東方向に遮へい障害が発生するが、計画地内に収まると予測する。

表 4.8.2-5(1) テレビ電波の受信障害予測範囲（地上デジタル放送）

送信局		受信障害予測範囲 <sup>※1</sup>		
		主な方向	最大距離 <sup>※2</sup>	最大幅 <sup>※3</sup>
東京スカイツリー	広域局	南南西	約 5m	約 30m
	県域局	南南西	約 35m	約 70m
横浜局	県域局	東南東	—	—

注：※1：図 4.8.2-4(1)の遮へい範囲  
 ※2：電波到来方向からみて敷地境界から最大となる距離  
 ※3：電波到来方向からみて最大となる幅（計画地外）

表 4.8.2-5(2) テレビ電波の受信障害予測範囲（衛星放送）

区分	衛星名	チャンネル	受信障害予測範囲 <sup>※1</sup>		
			主な方向	最大距離 <sup>※2</sup>	最大幅 <sup>※3</sup>
BS 放送	BSAT	BS1～23	東北東	—	—
CS 放送	JCSAT-110A	ND2～24	東北東	—	—
	JCSAT-3A	JD2～16	北東	—	—
	JCSAT-4B	JD5～16	北東	—	—

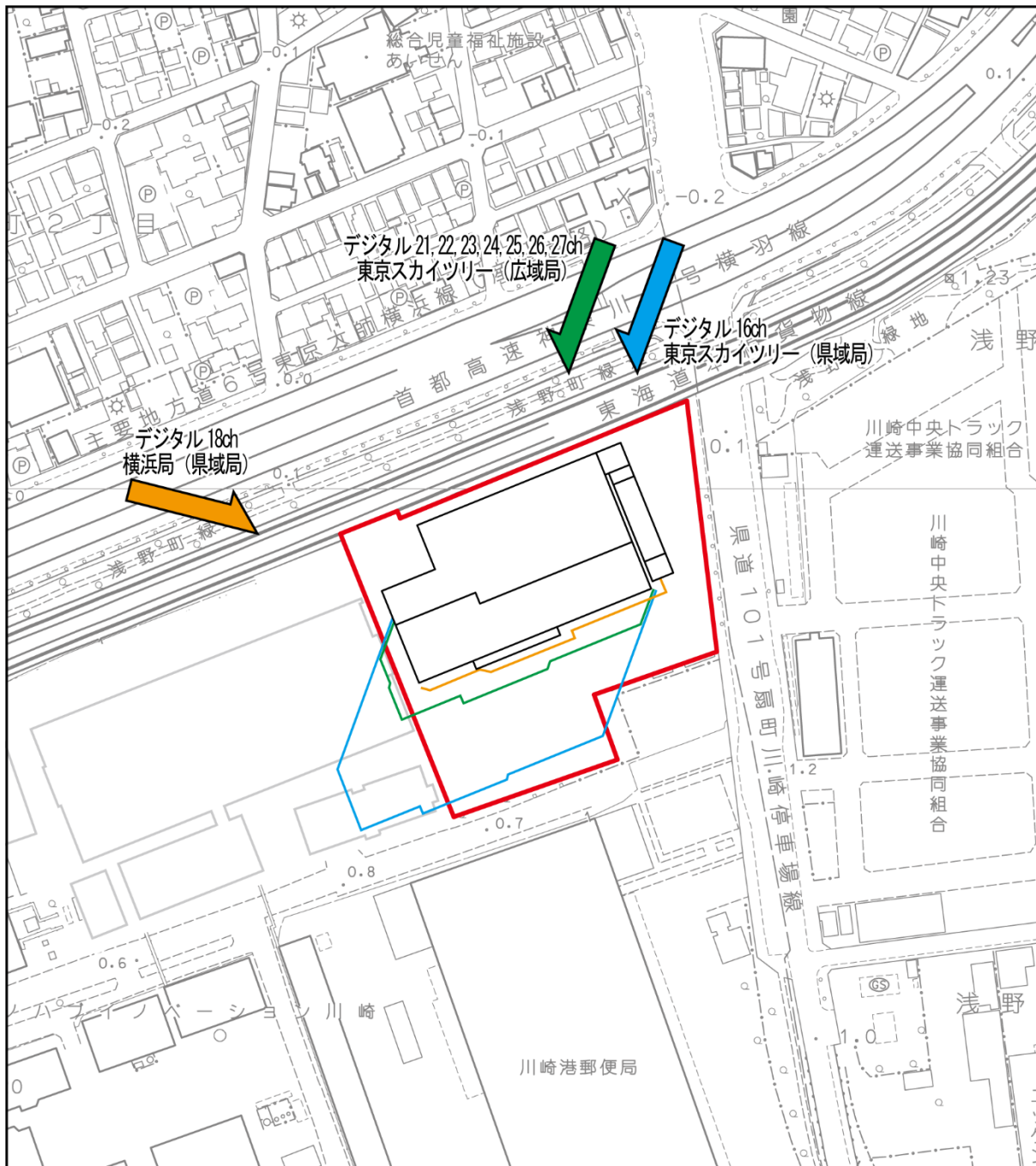
注：※1：図 4.8.2-4(2)の遮へい範囲  
 ※2：電波到来方向からみて敷地境界から最大となる距離  
 ※3：電波到来方向からみて最大となる幅（計画地外）

表 4.8.2-6(1) 遮へい障害予測範囲内の建築物数（地上デジタル放送）

区分		東京スカイツリー		横浜局 (県域局)
		広域局	県域局	
遮へい障害予測範囲内の建築物		1 棟	2 棟	0 棟
対策有	ケーブルテレビ等加入建築物	0 棟	0 棟	0 棟
	共同受信施設による受信建築物	0 棟	0 棟	0 棟
対策無	個別に受信を行っている建築物	0 棟	0 棟	0 棟
受信形態不明の建築物		0 棟	0 棟	0 棟
受信設備無し of 建築物		0 棟	0 棟	0 棟
今後建設される建築物		1 棟	2 棟	0 棟

表 4.8.2-6(2) 遮へい障害予測範囲内の建築物数（衛星放送）

区分		BS 放送 (BSAT) 及び CS 放送 (JCSAT-110A)	CS 放送 (JCSAT-3A)	CS 放送 (JCSAT-4B)
遮へい障害予測範囲内の建築物		0 棟	0 棟	0 棟
対策有	ケーブルテレビ等加入建築物	0 棟	0 棟	0 棟
	共同受信施設による受信建築物	0 棟	0 棟	0 棟
対策無	個別に受信を行っている建築物	0 棟	0 棟	0 棟
受信形態不明の建築物		0 棟	0 棟	0 棟
受信設備無し of 建築物		0 棟	0 棟	0 棟

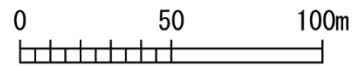


凡例

- 計画地
- テレビ電波の到来方向
- 遮へい障害予測範囲
  - 東京スカイツリー (広域局)
  - 東京スカイツリー (県域局)
  - 横浜局 (県域局)



1:2,500



注：1. 計画地西側の建築物については、「(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書(令和7年3月、ヒューリック株式会社)」に示される建築物の配置計画を示した。  
 注：2. 本図は、川崎市地形図2500(川崎・田島)を用いて作成したものである。

図 4.8.2-4(1) テレビ受信障害予測地域図(地上デジタル放送)



## ② 環境保全のための措置

本事業においては、計画建築物が、計画地周辺のテレビ受信に及ぼす影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時には、その原因を確認する。
- ・本事業に起因する障害が発生したことが明らかになった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分に協議し、必要な対策を実施する。
- ・工事中におけるテレビ電波の受信障害に対しては、クレーンの未使用時（作業時間中及び台風等強風時は除く）には、ブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じる。

## ③ 評価

本事業の実施における地上デジタル放送の遮へい障害範囲は、東京スカイツリーの広域局については、南南西方向（最大距離約 5m、最大幅約 30m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は 1 棟（計画地西側の「(仮称) 南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書（令和 7 年 3 月、ヒューリック株式会社）」に示される建築物）である。

東京スカイツリーの県域局については、南南西方向（最大距離約 35m、最大幅約 70 m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は 2 棟（計画地西側の「(仮称) 南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書（令和 7 年 3 月、ヒューリック株式会社）」に示される建築物）である。

横浜局については、東南東方向に遮へい障害が発生するが、計画地内に収まると予測した。

衛星放送では、BS 放送及び CS 放送（JCSAT-110A）については東北東方向に、CS 放送（JCSAT-3A 及び JCSAT-4B）については北東方向に遮へい障害が発生するが、計画地内に収まると予測した。

本事業の実施においては、テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時にはその原因を確認するなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、計画地周辺においては遮へい障害が生じる可能性はあるものの環境保全のための措置を講じることにより、良好な受信画質は維持され、かつ、現状を悪化しないものと評価する。